

「福岡県財務規則の一部を改正する規則案」について意見募集の結果

意見の概要と考え方

	意見の概要	意見に対する考え方
1	<p>第 105 条の 2 各号列記以外の部分</p> <ul style="list-style-type: none">・「指定を受ける」のは私人で、「事務を委託する」のは知事である。読点なしに一文としており、日本語になっていない。・福岡県の条例において「において準用する」とする用例はない。法においても「について準用する」と規定するものが圧倒的多数である。「おいて」の文言を用いる理由が不明である。	<ul style="list-style-type: none">・御意見を踏まえ、文言の一部を整理しました。・御指摘のとおり修正しました。